



発行
長崎県高等学校教職員組合
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号
長崎高教組会館
☎ (095)-827-5882
Fax (095)-826-2976
編集責任者 佐藤真一郎
購読料 一部10円
組合員は組合費を含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp



総合共済
全教共済 結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付
月々わずか
600円
毎月加入
できます
退職時には
掛金総額が給付されます!

県教委 第2回定年引上げ交渉

業務軽減 現場対応で大丈夫!?

6月30日に高教組は県教委と2回目となる定年引上げ交渉を行いました。

同一業務に三段階の給与

高教組速報第3号で既報のとおり、60才以降の教諭の給与は、左表のようになります。

退職時の職種	60才以降の平均給与月額
暫定再任用フルタイム	27万4千円 (現行と同じ)
教諭	30万7千円 (現職時の7割)
校長	34万8千円 *調整額含

善されていることを高教組は評価する一方で、厚生労働省が打ち出している正規雇用と非正規雇用間の均等・均衡待遇を目指した同一労働同一賃金のガイドラインが生かされず、同じ職責でありながら、3段階の給与が設定されていることを、課題として捉えています。

国の力だけでなく

県独自に職員の加配予算を

長崎の県立高校も全国と同様に教師不足は喫緊の課題であり、教職員の働き方改革に資する職員増と業務削減を高教組は求めています。60才をこえた教職員が誇りを持って、楽しいという気持ちで働ける職場をつくるために、国の力だけで作るのではなく、県が独自に職員定数の加配予算などを確保することを県教委に求めています。現場でおこる最悪の

働同一賃金のガイドラインが生かされず、同じ職責でありながら、3段階の給与が設定されていることを、課題として捉えています。2回目の交渉では、高教組は地公法第24条の職務給の原則を踏まえ、文科省も人事委員

き方については「定年引上げに伴い、再任用短時間制度も仕組みとして想定されている。」また給与水準については「国あるいは民間の状況と同様の対応というのを考えているので、7割給与となり、業務としては、あくまでも1人分の業務で、給与と同じく、何か減らすことは、もともとの考え方としてありませ

不透明な中で、一人一人が大きな不安を抱えながらの勤務となる。様々な背景をもつ60才を過ぎた職員でも安心して働けることを県教委が打ち出してほしい」と応じました。

健康で働く人にシワ寄せ

定年引上げ制度が導入されれば、働き続ける教職員の割合も変化する。様々な背景をもつ60才を過ぎた職員でも安心して働けることを県教委が打ち出してほしい」と応じました。

人事異動方針に与える影響は?

また、現行の人事異動方針では人事異動のロックがかかる年齢が現在57才となっております。定年引上げにもなると、この年齢の上限を変更する計画があるのかを尋ねました。

県は検討していることを明らかにしながらも、定年延長の制度がしっかりと固まらなければ、正確な方針を伝えることはできないとし、明言を避けました。

年代バランスと

役職定年制について

管理職は60才での役職定年となります。しかし、管理職と一般教職員のバランスの適正化のために、特例措置があり、定年を迎えても、引き続き管理職のまま任用される校長も出てきます。高教組は役職定年の特例措置に恣

高教組
7割賃金撤回
定年まで安心して働く労働条件を強く要求

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
教職員	72/104	72/98	66/81	85/111	83/107
管理職	5/16	11/23	5/21	12/25	6/14

再任用利用者数/定年退職者数

県教委が示したデータ(表上)によれば、毎年75%の教職員と40%の管理職が再任用を希望し、生徒と向き合っているという理想を語るが、現場に入れば、同僚間での配慮はない。内容によってはオープンにできないものもある。学年や分掌の中で、仕事を頼まれば、やがざるを得ない。制度が

「県教委は統一した業務軽減は出さず、各学校現場に任せるといふ見解を今回示しました。これに対し、高教組は「県教委は、校長面談を通じてその人に応じてという理想を語るが、現場に入れば、同僚間での配慮はない。内容によってはオープンにできないものもある。学年や分掌の中で、仕事を頼まれば、やがざるを得ない。制度が

意的な運用ができないルールを作るように県教委に求めています。また再任用職員が主任やクラス担任もしているという情報が高教組本部に寄せられています。本人の希望であるなら、かまわないが学校内の年代(裏面へ)

実習教諭専門部交渉 主任実習助手昇任試験 グレーゾーンの質問を批判

(表面から) バランスが
いびつな状況があり、学
校運営が回らない学校も
あることから、県教委と
して年代バランスの理想
形があるのか尋ねました。
県教委は「全ての年代で
同じ割合で採用したいが、
実際には異なる。離島地
域は、再任用はほとんど
いないため、ベテランが
ほしいという声が多い。
一方、現行の再任用制度
は住居手当がつかず、ど
うしても住まいが集中す
る地区に、偏っている現
状がある。」とし、「年
代バランスよりも、個人
の希望を優先した人事異
動を行っている」と答え
ました。



7月4日実習教諭専門部交渉 高教組(左) 県教委(右)

高教組は県教委と7
月4日に実習教諭専門
部の交渉を行いました。
出席者は本部執行部か
ら鍛冶委員長及び佐藤
書記長、専門部からは
東川部長他4名、県教
委からは、高稲(教職
員課長)、初村(人事
管理監)他6名が参加
しました。以前の交渉
と比べ、県教委の対応
は予定された時間を超
過しても、発言を遮る
ことなく、耳を傾ける

姿勢が印象に残りまし
た。以下、交渉時のやり
取りをまとめたものに
なります。
教職員は2級の給与
が適用される中で、同
じ現場で働く実習教諭
は1級の給与が適用さ
れています。1級の給
与は、給与が低く抑え
られている実態があり、
高教組は、時には教諭
以上に、学校の核とな
り教育活動に従事して

いる実習教諭の処遇改
善を求め、これまで専
門部交渉を行ってきた
した。今回は、コロナ
禍のために3年ぶりの
交渉となります。
2012年給与構造
改革に伴い、職務給の
原則から1級から2級
へのワタリが見直され
た背景があり、実習教
諭が受けた生涯賃金の
損失は甚大なものです。
2級給与に上がるに
は、専門の教員免許取
得や、定められた年数
の実務経験など、主任
実習助手の受験資格を
満たした上で、昇任試
験に合格しなければな
りません。高教組は、
昇任試験の受験資格要
件にある年齢引下げを
求めました。

県教委は、「教員免
許を有する実習助手は
2014年から(実務
経験10年以上47歳以上)、
教員免許を所有してい
ない実習助手は201
6年から(実務経験2
年以上、52歳以上)受
験資格を改善しており、
これ以上の改善は考え
ていない」と回答しま
した。
高教組は、給与構造
改革から10年経過し、
その間、県教委に求め
続けてきたことや、働
く側からすれば、生活

に直結した制度で、定
期的に受験資格年齢を
引き下げる措置をして
いただきたいと再度改
善を求めました。また、
県教委の中で、どうい
う精査をもとに議論し、
結果が不可能になった
のか追及しました。県
教委は「状況として、
大きく変更する判断に
いたる見直しの状況に
至っていないので、結
果的に同じ回答になる。
52歳の引き下げ見直し
については、今置かれ
ているさまざまな状況

から厳しい」と回答し
ました。
これに対して、高教
組は生活を少しでも向
上させようという気持
ちが回答から微塵も感
じられないと批判し、
実習教諭から「給与か
ら明るい将来設計がで
きないと、我々の職域
においても、希望を持
て実習教諭を目指す人
が少なくなる。長崎県
の教育が良くなる形に
持っていく必要がある。
給与だけの問題ではな
い。」と主張しました。

は、受験者全員に同じ
質問をしなければ、逆
に公平性を欠くことに
なるので、それぞれの
受験者に合わせた質問
は考えられない。」と
答えました。
質問内容の妥当性に
ついては、「県教委と
しても問題の意図があ
る。この場でいただいた
意見は参考にしたい。」
とし、実際に受験され
た方を前にした、細か
い説明は交渉の場には
ふさわしくないとし、
答えました。

主任実習助手昇任試
験の自身について、実
習助手は学校裁量で専
門外の部署で働いてい
る矛盾もあり、受験資
格そのものが、公平で
ないことを指摘し、2
021年の昇任試験で
問われた質問項目を具
体的にあげ、その質問
の妥当性を質しました。
実習教諭の業務は単
独で生徒を指導するこ
とが許されない法的な
縛りがあり、実務との
齟齬が生じています。
公式な昇任試験の面接
で受験者は違反行為と
認識しながら、やむを
得ず応答するなど、実
習教諭の実態を配慮し
ない質問が含まれてい
たことを、批判しまし
た。

高教組は、今後の受
験者にとっては参考に
なるが、今までのよう
に人物像は明確に示さ
れていないことを指摘
しました。その上で学
校運営はそもそも管理
職が行うものであり、
その証拠に、運営委員
教諭の中に、運営委員

「実習教諭の中には
教諭以上のことをされ
ている実習教諭もいる。
その中で、教諭を飛び
越えた言い方をして、
不合格になるのは、理
不尽」「52歳まで30年
間円満に、その職業に
従事してきた方が、た
った1・2時間の試験で
それを全部否定されて
いるような状態」と批
判しました。
県教委は主任実習助
手として求められてい
る人物像は、人事評価
表に明確に記されてい
る。求めているものが
変化しているわけでは
ないとし、続けて、実
習助手の評価は、安全
確保・危機管理という
項目から、主任実習助
手になれば、学校運営
という項目が1番目に
加わるとし、その違い
を示しました。

併せて、令和4年度
から人事評価制度賃金
リンクのために急遽求
められた実習教諭の業
務内容を尋ねるアンケ
ーによって正確な勤務
状況が把握せずに、合
否判断をしているので
はないかという疑念を
一層深めていることを
県教委に伝えました。
県教委は「選考試験

会に出ている方は誰も
いないことを指摘しま
した。県教委は「運営
委員会に入る、入らな
いではなくて、実習助
手と主任実習助手は立
場が違わないとおかし
い」と回答しました。
「積極的に学校運営や
生徒に関わったりする
ことを許されず、実習
教諭は気を遣って業務
を行っている。今まで
『やるな』と言われて
きたことを求めるので
あれば、スロープがな
ければ、難しい。リー
ダーシップをとっても
りたいのなら、実習助
手の内から、一人の職
員として扱うべきで、
職員の中には雑用係と

して見ている職員もい
る。」と現場の実態を
伝えました。
この指摘に対して、
初村人事管理監は「実
習助手の先生とお付き
合いがいろいろありま
したが、私の中では、
皆さん(教職員)と一
緒の感覚なのです。頼
りにしているし、助け
てもらっているし、今
お話されているような
感覚では、なかったも
のだから、逆にドキッ
とした部分がある。」
と答えました。

高教組は、実習教諭
が、自ら管理職に求め
ても、職員会議に出席
することを許されなかつ
たことなどを例にした
がら、「助手という呼
称には、法的な根拠が
あるものの、職務上
の弊害もあがっている。
法律があることから、
こういうふうになって
いることを我々も理解
しているが、他県では
良心的に変更している
ところもある。」「人
事管理監がなくてはな
らない存在と言ってく
れたことは、とてもあ
りがたい。是非、行政
でもそのことを共有し
て、処遇改善を図って
いただきたい。」と主
張しました。

高教組は、実習教諭
が、自ら管理職に求め
ても、職員会議に出席
することを許されなかつ
たことなどを例にした
がら、「助手という呼
称には、法的な根拠が
あるものの、職務上
の弊害もあがっている。
法律があることから、
こういうふうになって
いることを我々も理解
しているが、他県では
良心的に変更している
ところもある。」「人
事管理監がなくてはな
らない存在と言ってく
れたことは、とてもあ
りがたい。是非、行政
でもそのことを共有し
て、処遇改善を図って
いただきたい。」と主
張しました。

高教組は、実習教諭
が、自ら管理職に求め
ても、職員会議に出席
することを許されなかつ
たことなどを例にした
がら、「助手という呼
称には、法的な根拠が
あるものの、職務上
の弊害もあがっている。
法律があることから、
こういうふうになって
いることを我々も理解
しているが、他県では
良心的に変更している
ところもある。」「人
事管理監がなくてはな
らない存在と言ってく
れたことは、とてもあ
りがたい。是非、行政
でもそのことを共有し
て、処遇改善を図って
いただきたい。」と主
張しました。

不公平な受験資格 求められる人物像